# 第6章 資料編

### 用語解説

用語	解説
英数字	
65歳健康寿命	65歳健康寿命(東京保健所長会方式)とは、65歳の人が、何らかの 障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害の ために認定を受ける年齢を平均的に表すもの。
BMI	肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]で求められる。日本肥満学会の定めた基準では18.5未満が「低体重(やせ)」、18.5以上25未満が「普通体重」、25以上が「肥満」とされている。
COPD(慢性閉塞性肺疾患)	Chronic Obstructive Pulmonary Disease の略で、たばこの煙を主とする有害物質を長期に吸入することで生じた肺の炎症性疾患。運動時の呼吸困難、慢性の咳・痰などが生じる。
あ行	
悪性新生物	悪性腫瘍のことで、細胞が変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破
アルコール依存症	長期間多量に飲酒した結果、アルコールに対し精神依存や身体依存をき たす精神疾患。
う蝕	むし歯。歯の硬組織の表面が細菌の酸産生により崩壊され、エナメル質 やセメント質から象牙質へと進行し、実質欠損を形成する代表的な歯の 疾患。
か行	
がん検診受診率	対象年齢の住民のうち、職場や人間ドック等でがん検診の受診機会がある人と、入院や療養中等で検診を受診できない人を除いた割合(対象人口率)を使用して算定したもの。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
健康日本 21(第三次)	令和5年5月31日に告示された「国民の健康の増進の推進を図るための基本的な方針」に基づき、令和6年度より開始する「21世紀における第三次国民健康づくり運動」をいう。
口腔ケア	歯磨きなどの口腔清掃だけでなく、健康保持や口腔機能向上のためのリ ハビリなどを含んだ幅広い内容のこと。
こだ健体操	小平市のオリジナル体操で、いつまでも自分の足でしっかりと歩くこと を目指し、足・腰の筋力強化と全身のバランス能力向上を目的としてい る。
骨粗しょう症	骨の代謝バランスが崩れ、骨形成よりも骨破壊が上回る状態が続き、骨がもろくなった状態のこと。

さ行	
C 13	結核、狂犬病などの既知の感染症で、すでに公衆衛生上問題とならない
再興感染症	程度にまで患者数が減少していた感染症のうち、再び流行し始め患者数
	が増加した感染症。
	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたし、血液中の値
   脂質異常症	が正常域をはずれた状態。動脈硬化の主要な危険因子であり、放置すれ
	ば脳梗塞や心筋梗塞などの動脈硬化性疾患をまねく原因となる。
<b>华田</b> 产	歯と歯ぐきの隙間から侵入した細菌が、歯肉に炎症を引き起こした状
歯周病	態、それに加えて歯を支える骨を溶かしてしまう状態。
自殺死亡率	人口10万人あたりの自殺者数。
白沙沙辛士纲	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定め
自殺対策大綱 	るもの。
主菜	たんぱく質の供給源となる肉、魚、卵、大豆および大豆製品などを主原
工米	料とする料理。
主食	炭水化物の供給源であるごはん、パン、めん、パスタなどを主材料とす
工及	る料理。
受動喫煙	自分の意思とは関係なく、たばこの煙を吸ってしまうこと。
	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
   食育	と位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と
	「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人
	間を育てるもの。
	食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推
食育推進基本計画	進を図るため、施策についての基本的な方針や食育推進の目標等を定め
	るもの。
   新興感染症	新型コロナウイルス感染症、SARSなどの最近新しく認知され、局地
机夹心未准	的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
	安静にしている時よりも多くのエネルギーを消費する全ての活動を指
   身体活動	す。日常生活における労働、家事、通勤・通学等の「生活活動」と、体力
	の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施する「運動」に分けら
	れる。
   人口10万対	罹患率などを表す算出方法で、一定期間内における罹患者数を人口10 
7(-1 0757)	万人に対する比率で算出する方法。
// >< === /=	生活習慣病とは、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く
生活習慣病	関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。日本人の死因の上位を
± /-	占める、がんや心疾患、脳血管疾患は、生活習慣病に含まれる。
た行	地ピスと立された曲はい立物と、このと立された地ピウによいて光書さ
地産地消	地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費す
	る取組。
糖尿病	インスリンの作用不足により、血糖値の上昇を抑える働きが低下してしまったが、真血糖の比較が帰性的に結べ病気、真血糖化能が継続するこ
	まうため、高血糖の状態が慢性的に続く病気。高血糖状態が継続するこ   とによって、糖尿病合併症(糖尿病性網膜症、糖尿病腎症、糖尿病性神
	とにようし、福水内口併址(福水内は桐族征、福水内目征、福水内は仲   経障害など)を引き起こす。
特定健康診査	生活習慣病の予防を目的とした、医療保険者(健康保険組合や全国健康
	保険協会などの各被用者および国民健康保険)が実施主体となり、40
	~74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象に、メタボリックシン
	ドロームに着目した検査項目で実施する健診のこと。

特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防が期待できる人に対して、生活習慣を 見直す健康支援を行うこと。
な行	
年齢調整死亡率	年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率。直接法とは、比較する対象間で年齢構成に偏りがある場合、標準とする集団の人口構成と同一であると仮定した場合の仮の死亡率を計算して比較する方法。
は行	
標準化死亡比	年齢構成の差異を基準の死亡率で調整した値に対する現実の死亡数の比 のこと。この値が100より高い場合は、標準より死亡率が高くなる。
副菜	各種ビタミン、ミネラルおよび食物繊維の供給源となる野菜、いも、豆類 (大豆を除く)、きのこ、海藻などを主材料とする料理。
フレイル	加齢により心身の機能(筋力や認知機能など)が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。早期に対処することで健康な状態に戻ることが可能だと言われている。
平均寿命	0歳の人がその後に生きられる年数の平均のこと。
ヘルスプロモーション	WHO(世界保健機関)が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。
ま行	
メタボリックシンドロー ム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、 心疾患や脳血管疾患などになりやすい状態を指す。
ら行	
ライフステージ	人の一生を、乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けた 場合の、それぞれの段階。
ロコモティブシンドロー ム(運動器症候群)	加齢に伴う筋力の低下や関節、脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、要介護や寝たきりになってしまったり、そのリスクが高い状態。

#### 2 小平市第2次健康增進計画検討委員会設置要綱

小平市第2次健康增進計画検討委員会設置要綱

令和3年5月13日 制定

(設置)

第1条 小平市第2次健康増進計画(以下「計画」という。)の策定について検討を行うため、小平市 第2次健康増進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
  - (1) 計画の策定に関すること。
  - (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、識見を有する者、医療及び保健に関係する団体を代表する者並びに市民のうち市 長が委任する委員16人以内をもって構成する。
- 2 委員のうち5人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、 公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とす ることができる。
- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。 (意見の聴取)
- 第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定される日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 (施行期日)

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

## 3 小平市第2次健康增進計画検討委員会名簿

役職	氏名	所属
委員長	安永明智	学校法人 文化学園 文化学園大学
副委員長	米澤 一郎	一般社団法人 小平市薬剤師会
委 員	大 﨑 俊 行	公募市民
委 員	大澤英雄	公募市民
委 員	小 野 友 紀	学校法人 大妻学院 大妻女子大学短期大学部
委 員	小 林 佳 子	公募市民
委 員	小林 広二(R3~) 上松 久美子(R5~)	小平市公立小学校長会
委 員	清水  寛	一般社団法人 小平市医師会
委 員	髙森 恵美子	公募市民
委 員	中島 雅(R3) 松尾 文隆(R4) 伊勢 文彦(R5)	警視庁小平警察署
委 員	沼 崎 直 隆	小平市スポーツ推進委員
委 員	沼田 祐一(R3~) 斉藤 敏哉(R5~)	西武鉄道株式会社
委 員	早田 紀子	東京都多摩小平保健所
委 員	藤 井 猛(R3~) 稲川 拓 磨(R5~)	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
委 員	星 辰郎	公益社団法人 東京都小平市歯科医師会
委 員	村 山  茂 子	公募市民

敬称略

#### 4 小平市健康増進計画策定調整会議

#### 小平市健康增進計画策定調整会議設置要綱

令和3年6月16日 制定

(設置)

第1条 小平市第2次健康増進計画(以下「計画」という。)の策定について検討を行うため、小平市健康 増進計画策定調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 調整会議の検討事項は、次のとおりとする。
  - (1) 計画の策定に関すること。
  - (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

- 第4条 調整会議に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。
- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (招集等)
- 第5条 調整会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。 (ワーキングチーム)
- 第6条 事務の円滑な推進を図るため、調整会議にワーキングチーム(以下「チーム」という。)を置く。
- 2 チームのメンバーは、会長が別に定める。
- 3 チームにリーダー、サブリーダー及びオブザーバーを置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 リーダーは、チームを代表し、会務を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 チームの会議は、リーダーが招集する。
- 7 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の出席を求めることができる。 (報告)
- 第7条 リーダーは、チームの検討等の結果を調整会議に報告しなければならない。 (庶務)
- 第8条 調整会議及びチームの庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(設置期間)

- 第9条 調整会議及びチームの設置期間は、その設置の日から計画が策定されるまでとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表(第3条、第4条関係)

	職務名
会 長	健康福祉部健康・保険担当部長
副会長	健康福祉部健康推進課長
委 員	地域振興部市民協働・男女参画推進課長
委 員	地域振興部産業振興課長
委 員	地域振興部文化スポーツ課長 (令和3年度は、地域振興部スポーツ振興担当課長)
委 員	子ども家庭部保育指導担当課長
委 員	子ども家庭部家庭支援担当課長
委 員	健康福祉部生活支援課長
委 員	健康福祉部地域包括ケア推進担当課長
委 員	健康福祉部障がい者支援課長
委 員	健康福祉部保険年金課長
委 員	環境部環境政策課長
委 員	環境部水と緑と公園課長
委 員	都市開発部道路課長
委 員	教育部学務課長
委 員	教育部教育施策推進担当課長
委 員	教育部地域学習支援課長
委 員	中央公民館長

### 5 策定経過

### 1 小平市健康増進計画検討委員会による検討経過

#### (1)令和3年度

開催日	内 容
令和3年 8月23日	(1)(仮称)第2次こだいら健康増進プラン策定の基本方針につ
	いて
	(2) 小平市民の健康に関する意識調査(案)について
	(3)計画等策定スケジュールについて
令和4年 3月18日	(1) 小平市民の健康に関する意識調査報告書について
	(2) こだいら健康増進プランの計画期間の延長及び次期プラン策
	定の基本方針の変更について
	(3) 今後のスケジュールについて

#### (2)令和4年度

開催日	内 容
	(1) 令和3年度の市の取組状況について
令和4年10月19日	(2)国及び東京都の動向について
	(3)意見交換
令和5年 2月14日	(仮称) 第2次こだいら健康増進プラン骨子案について

#### (3)令和5年度

開催日	内 容
令和5年 6月 1日	(1)計画の構成について
令和5年 6月 1日 	(2)計画(素案)策定のための検討(第1章から第3章まで)
令和5年 8月 3日	(1)第5回小平市2次健康増進計画検討委員会内容報告について
令和5年 8月 3日	(2)計画(素案)策定のための検討(第3章から第4章まで)
令和5年 9月19日	(1)第6回小平市2次健康増進計画検討委員会内容報告について
	(2)計画(素案)策定のための検討(第4章から第5章まで)
令和5年10月19日	(1)第7回小平市2次健康増進計画検討委員会内容報告について
下和3年10月19日	(2) (仮称) 第2次こだいら健康増進プラン素案 (原案)について
令和6年 2月 8日	(1) 市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果について
	(2)第2次こだいら健康増進プラン 計画案について

### 2 市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果

意見受付期間	令和5年11月20日(月)から12月19日(火)まで
閲覧場所	市ホームページ、健康推進課、市政資料コーナー、東部出張所、西部出
	張所
意見提出方法	市ホームページ、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参
意見提出者数	6人